

佐久市農業振興協議会条例

平成17年4月1日

条例第149号

(設置)

第1条 佐久市の農業の現況を分析検討し、近代的な農業計画を樹立推進するため、佐久市農業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関し調査及び協議を行う。

- (1) 近代的な農業計画の樹立に関する事項
- (2) 農業振興に関する重要事項
- (3) その他前条に規定する目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、佐久市農業委員会委員、農業団体関係者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長が当たる。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 市長は、専門的事項を調査するため必要があるときは、専門委員を選任することができる。

- 2 専門委員は、協議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。
- 3 専門委員は、当該調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。